

鳥栖市地域公共交通計画策定業務 公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

この実施要領は、鳥栖市地域公共交通会議が発注する「鳥栖市地域公共交通計画策定業務」を受託する事業者（以下「受託者」という。）を選定するために実施する公募型プロポーザルに関して必要な事項を定めるものとする。

2. 業務概要

(1) 業務名称

鳥栖市地域公共交通計画策定業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務目的

本業務は、鳥栖市地域公共交通会議が発注する「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく「地域公共交通計画」の策定を行うものである。

(3) 業務内容

別紙「鳥栖市地域公共交通計画策定業務仕様書」のとおり

(4) 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年3月21日（金）まで

(5) 委託料上限額

11,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(6) 成果品

①鳥栖市地域公共交通計画（計画書）（A4版、カラー）	100部
②業務報告書	2部
③打合せ記録簿	2部
④その他発注者が必要とする資料	一式
⑤上記の電子データ	一式

3. 参加資格要件

参加者は、下記の全ての要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て及び破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこ

と。

- (5) 鳥栖市競争入札参加資格者指名停止等の措置要領に基づく入札参加指名停止期間中でないこと。
- (6) 佐賀県内に契約権限のある本店又は支店等を有すること。
- (7) 本業務を円滑に遂行するために、必要な専門的知識及び業務経験を有する者を従事させるとともに、鳥栖市地域公共交通会議との事務調整、打ち合わせ等を、迅速・適切に行うことができ、履行期間内に業務の完了が可能な体制であること。
- (8) 管理技術者は下記資格のいずれかを有する者とする。
 - ・技術士（建設部門：都市及び地方計画）
 - ・RCCM（都市及び地方計画）
- (9) 管理技術者は、平成26年度以降に完了し、管理又は担当技術者として従事した、地方公共団体（都道府県、市町村）及び地方公共団体が設置する協議会が発注の地域公共交通計画策定業務と同種又はそれに類する業務実績を2件以上有する者とする。
- (10) 管理技術者は、提案書提出日現在で、管理技術者となっている委託料500万円以上の他の業務の契約金額が5億円未満かつ件数が10件未満である者とする。

4. 技術提案書等の作成及び提出について

(1) 技術提案書作成上の基本事項

本プロポーザルは、計画策定業務における調査、検討等の具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。要請した事項以外の内容を含む技術提案書については、提案を無効とする場合がある。

(2) 技術提案書の作成方法

技術提案書の様式は、次の「技術提案書の作成に関する留意事項」に示すとおりとする。また、技術提案書等の用紙サイズはA4判とし、文字サイズは10ポイント以上とすること（ただし、図表等に関してはその限りではない）。

(3) 技術提案書の作成に関する留意事項

様式	留意事項
① 技術提案書表紙 (様式2)	○本表紙に必要事項を記入・押印のうえ、下記②～⑥関係書類を添付すること。
② 業務実施体制 (様式3)	○配置予定の管理技術者、担当技術者を記載する。 ○技術提案書の提出者以外の企業に所属する者を担当技術者とする場合には、企業名等も記載すること。 ○担当技術者を複数配置する場合には、代表担当技術者を選定し明記すること。 ○他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、再委託先又は協力先、その理由(企業の技術的特徴等)を記載するものとする。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。

<p>③ 予定技術者の経歴等 (様式4、5)</p>	<p>○配置予定の管理技術者、担当技術者について、経歴等を記載する。 ○保有資格には、保有する下記の資格について記載する。 技術士（建設部門：都市及び地方計画） RCCM（都市及び地方計画） ○経歴書に記載する「同種業務」とは、地方公共団体（都道府県、市町村）及び地方公共団体が設置する協議会が発注した下記の業務を指し、平成26年度以降に完了した業務において、管理又は担当技術者として従事した実績を記載する。 同種業務：地域公共交通計画策定業務、またはそれに類する業務 ○経歴書に記載した業務経歴については、契約を証明する書類（テクリス登録書、契約書、仕様書等）を技術提案書の末尾に添付する。 ○手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円（税込み）以上の業務を指す。 ○手持ち業務量は提案書提出時現在のものをすべて記載する。 ○プロポーザル方式による本業務以外の業務で配置予定技術者として特定された未契約業務がある場合は、手持ち業務の対象とし、業務名の後に「特定済」と明記する。 ○各予定技術者の経歴書は、A4判1枚（片面）以内に記載する。</p>
<p>④ 予定技術者の過去10年間の同種又は類似業務実績 (様式6)</p>	<p>○管理技術者、担当技術者が過去に従事した「同種又は類似業務」の実績について記載する。 ○記載する業務は、平成26年度以降に完了した業務において、管理又は担当技術者として従事した実績を記載する。 ○図面、写真等を引用する場合を含め、配置予定技術者につきA4判1枚（片面）以内に記載すること。</p>
<p>⑤ 技術提案書 (様式7、8)</p>	<p>○仕様内容を確認の上、以下の各項目について、項目毎に提案すること。 (1) 実施方針、業務フロー、工程計画（A4判3枚（片面）以内） 各業務について、実施方針、業務フロー、工程計画を簡潔に分かりやすく記載する。 (2) 評価テーマ（A4判3枚（片面）以内） 業務を行う際のそれぞれの留意点と対応方策の具体的な提案について、簡潔にわかりやすく記載する。 ○記載に当たり、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いることは支障がないが、本提案のために作成したCGや詳細図面等を用いることは認めない。</p>
<p>⑥ 参考見積書 (様式自由)</p>	<p>○各業務の参考見積書を提出すること（消費税及び地方消費税込み）。 ○参考見積書は、積算の際の参考及び技術提案書を特定するために用いる。 ○特定者には再度見積りを依頼することがある。</p>

5. 提出方法等

(1) 参加表明書

本プロポーザルの参加希望者は、参加要件を満たした上で、下記の要領で参加表明書（様式1）を提出すること。なお、参加表明書提出後に本プロポーザルの参加を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

① 提出期限：令和6年5月13日（月）午後5時まで（必着）

② 提出場所：鳥栖市地域公共交通会議（鳥栖市 国道・交通政策課内）

住 所 〒841-8511 鳥栖市宿町 1118

電 話 番 号 0942-85-3602

電子メール kokudou@city.tosu.lg.jp

③提出方法：持参、郵送または電子メール

郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。

電子メールの場合は、受信確認のためメール送信後に電話連絡をすること。

(2) 技術提案書

参加表明書を提出したものは、下記の要領で技術提案書を提出すること。なお、下記期限までに提出がない場合は、失格とする。

①提出期限：令和6年6月3日（月）午後5時まで（必着）

②提出場所：鳥栖市地域公共交通会議（鳥栖市 国道・交通政策課内）

③提出方法：正本1部、副本7部、電子データ1部（CD-R 又は DVD-R 等の電子媒体とする。）

を持参または郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）

「4（3）技術提案書の作成に関する留意事項」を参照

(3) 2次審査（ヒアリング）

以下のとおり2次審査（ヒアリング）を行う。

①実施場所：鳥栖市役所 会議室

②実施予定日：令和6年6月11日（火）

③開始時間：2次審査（ヒアリング）日時は後日通知する。

④出席者：管理技術者及び担当技術者2名までとする。

⑤その他：2次審査（ヒアリング）時の追加資料の提出及び提示は認めない。

6. 質問の受付と回答について

(1) 質問の受付

書面（様式は自由、ただし規格はA4判）により行うものとし、持参又は電子メールで受け付ける。ただし、電子メールの場合は、必ず電話にて着信を確認すること。

なお、書面には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話、FAX、電子メールアドレスを記入すること。

①受付窓口：鳥栖市地域公共交通会議（鳥栖市 国道・交通政策課内）

電子メール kokudou@city.tosu.lg.jp

②受付期間：令和6年5月2日（木）から令和6年5月16日（木）までの

午前9時から午後5時まで

(2) 質問に対する回答

質問者及び参加表明者に対して令和6年5月20日（月）までに電子メールで回答する。なお、質問に対する回答をもって、本実施要領及び仕様書等配布した提供資料を追加補正したものとみなす。

7. スケジュール等

日程	内容	場所等
令和6年5月2日（木）	公募開始（公告）	鳥栖市ホームページ掲載
令和6年5月13日（月） 午後5時まで	参加表明書提出期限	「5（1）参加表明書」参照
令和6年5月16日（木） 午後5時まで	質問受付期限	「6（1）質問の受付」参照
令和6年5月20日（月）	質問の回答期限	質問者及び参加者に電子メールで回答
令和6年6月3日（月） 午後5時まで	技術提案書提出期限	「5（2）技術提案書」参照
令和6年6月6日（木）	1次審査（書類審査）の結果通知	参加者全てに文書で通知
令和6年6月11日（火）	2次審査（ヒアリング）	「5（3）2次審査（ヒアリング）」参照
令和6年6月17日（月）	2次審査の結果通知	参加者全てに文書で通知
令和6年6月中旬予定	契約締結	

注1：実施要領等の各種資料については、印刷物での配布は行わない。鳥栖市公式ホームページからダウンロードすること。

注2：2次審査（ヒアリング）はプレゼンテーション20分、質疑応答10分とする。また、順番は社名の五十音順とする。パソコン等を使用する場合は、スクリーン及び電源は会場に用意するので、その他のツールについては各社で準備するものとする。

8. 優先交渉権者の選定方法

- (1) 優先交渉権者は、公募型プロポーザルにより選定する。
- (2) 優先交渉権者は、選定委員会の評価に基づき鳥栖市地域公共交通会議会長が決定する。
- (3) 選定は、1次審査（書類審査）、2次審査（ヒアリング）の2段階審査とし、別紙「評価基準書」に基づき、技術提案書等、参考見積書及びヒアリングの審査により行う。
- (4) 1次審査（書類審査）は、参加者が5者を超えた場合にのみ行う。別紙「評価基準書」における評価項目「配置予定技術者の実績及び能力」について書類で審査を行い、上位5者を選定し2次審査を実施する。1次審査の結果は、1次審査を受けた全ての参加者に文書で通知する。
- (5) 1次審査を通過した参加者に対し、2次審査を実施する。2次審査は、別紙「評価基準書」の全ての項目について審査を行う。2次審査の結果は、2次審査を受けた全ての参加者に文書で通知する。
- (6) 2次審査の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う。ただしその者と合意に至らない場合は、次に評価点の合計が高い者から順に交渉を行う。
- (7) 2次審査において、参加者が1者の場合であっても審査を行う。また、選定委員会の委員の採点の合計点が満点の6割に満たない場合は、優先交渉権者として選定しない。
- (8) 評価点の合計が最も高い者が複数の場合は、見積金額が低い者を契約候補者に特定する。見積金額が同じ場合は、くじ引きにより特定する。

- (9) 選考結果は全ての参加者に文書で通知する。なお、選定結果に関する異議申し立てや質問、採点結果の公開については一切応じない。
- (10) 選定結果の公表は、鳥栖市公式ホームページにおいて行い、優先交渉権者及び次点交渉権者の社名を公表する。

9. 失格事項について

本プロポーザルの提案者又は提出された技術提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 技術提案書等の提出方法、提出先、提出期限が、本要領に適合していないとき。
- (2) 技術提案書等の作成形式等が、本要領に適合しないとき。
- (3) 虚偽の申請を行ったとき。
- (4) 2次審査（ヒアリング）に出席しなかったとき。
- (5) 見積書の金額が委託料上限額を超過しているとき。
- (6) 選定委員会委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めたとき。
- (7) 提案者が、契約締結日までに参加資格要件の規定に抵触することが明らかになったとき。

10. その他の留意事項

- (1) 技術提案書の作成、提出及び2次審査（ヒアリング）に関する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 技術提案書に虚偽の記載があった場合は、提出された技術提案書を無効にするとともに、鳥栖市競争入札参加資格者指名停止の処分を行うことがある。
- (3) 技術提案書は、原則として返却しない。
- (4) 提出された技術提案書は、技術提案書の特定以外には無断で使用しない。また、特定された技術提案書を公開する場合には、事前に提案者の同意を得るものとする。
- (5) 技術提案書提出後における技術提案書の差し替え、再提出は認めない。ただし、配置予定技術者を、病気、退職、死亡等のやむを得ない場合により変更を行う場合には、発注者と協議のうえ、同等以上の代替技術者を選任する。
- (6) 優先交渉権者の特定後に、提案内容を適切に反映した業務仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方法について提案を求めることができる。
- (7) 鳥栖市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象文書となる。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があるので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。なお、本プロポーザルの優先交渉権者特定前において、決定に影響が出る恐れがある情報については決定後の開示とする。